

発行所

株式会社FPシミュレーション

大阪府中央区平野町3-1-10 Tel :06-6209-7678

編集発行人:税理士 三輪 厚二 Fax :06-6209-8145

## ◆ マイカーを買ったときの税金

**Q** : 私は、先月、車の免許を取りました。来月にはマイカーを買う予定です。

ところで、マイカーを買った場合、消費税以外にも税金がかかると聞いています。いったいどのような税金がかかるのでしょうか。

**A** : マイカーを買ったときには、自動車重量税、自動車取得税、自動車税などがかかります。

### 【解説】

#### (1) 自動車重量税

自動車の車検または届出のときにその自動車の重量に応じてかかる国税です。税率は自動車の区分や総重量に応じて定められています。乗用車だと車両の重量が0.5トンごとに、自家用が年6300円、営業用が年2800円かかります。

#### (2) 自動車取得税

自動車を取得したときに、その持ち主にかかる都道府県税で、購入の値段を基準に課税されます。税率は、車両本体の取得価格に対して自家用自動車が5%、営業用自動車と軽自動車は3%ですが、低公害車や燃費の良い車には優遇措置があります。

#### (3) 自動車税

自動車を所有していることにかかる都道府県税です。税額は、自動車の種類、用途、排気量などによって年税額で定められていて、毎年4月1日現在の持ち主にかかる税金ですが、年度の中で廃車・新規登録などをした場合には、月割りの税額となります。

